

〈研究ノート〉

フィンランドにおける若者を対象とした ワンストップガイダンスセンター（オホヤーモ）の 視察報告

中京大学心理学部 吉住 隆弘

One-stop guidance center (Ohjaamo) for young people in Finland

YOSHIZUMI Takahiro (School of Psychology, Chukyo University)

Abstract

The objective of this paper was to report the features of a one-stop guidance center in Finland, referred to as “Ohjaamo”, specifically tailored for the youth. Ohjaamo operates an integrated approach by bringing together various service providers from the private, public, and third sectors in a unified setting, thereby offering support for young individuals disengaged from employment or education. A site visit was conducted at the Ohjaamo facility in Vantaa, Finland, including interviews with the staff. The study reports on the objectives and operational practices, along with an examination of the legal framework associated with Ohjaamo.

Keywords: one-stop guidance center, unemployed youth, Finland

はじめに

本稿で報告するのは、フィンランドが若者支援として行っているワンストップガイダンスセンター（オホヤーモ）である。そこではハローワーク、ユースワーク、福祉事務所、そしてヘルスケアに関する専門家が一か所に集い、若者たちの教育や進路選択、就職活動、生活、経済、住居といった様々な問題に対して包括的なサポートが行われている。オホヤーモ（Ohjaamo）とはフィンランド語で「コックピット」のことを意味し、「案内の場」や「相談の場」という意味でも使われている。オホヤーモが課題を抱えた若者を導く役割を持つことから、この語が使われるようになったと考える。

オホヤーモが始まった背景には、2008年に起きた世界同時恐慌が大きく関係している。世界同時恐慌は、労働者の雇用問題を引き起こしたが、特にEU加盟国では、若者が大きな影響を受けた。欧州連合統計局のデータによれば、例えば2011年4月、EU加盟国27ヵ国における若者（25歳未満）の失業率は22.3%を記録した。学業を修了して就職機会に恵まれない若年層は、就労に不可欠なスキルや就業経験を積む期間を逃すことになり、結果として、その後のキャリア形成や人生全体に負の影響を負って

しまう可能性がある。

このような危機的状況を受け、EU欧州委員会は、若者に特化した支援策の必要性を議論し、2012年に若者雇用パッケージ（Youth Employment Package）を提案した。このパッケージの中心に据えられたのが若者保障（Youth Guarantee）であり、その内容として、25歳までの若者を対象に、卒業後又は失業後4カ月以内に1）良質な雇用、2）学業の継続、3）インターンシップ、4）徒弟訓練の機会が得られるよう支援する政策の枠組みが示された。オホヤーモは、フィンランドが、Youth Guaranteeに従ってスタートさせた事業であり（Kettunen & Felt, 2020）、グッドプラクティスの一つに数えられている（欧州連合日本政府代表部, 2019）。

フィンランドは、福祉の法制度やそれに基づく福祉サービスの充実している国として知られる。わが国では特に出産・育児支援制度のネウボラが多く紹介され（例えば藤井, 2017）、各自治体で創設されている子育て世代包括支援センターは、ネウボラがモデルとなっている（角野, 2021）。しかしながら、若者を対象としたワンストップガイダンスセンター・オホヤーモについて紹介されている記事や報告は未だ少ない。

筆者は2023年9月、フィンランドのヴァンター

(Vantaa) のオホヤーモを視察し、スタッフにインタビューを行う機会を得た。本稿では、ヴァンターのオホヤーモの実践や仕組みについて紹介するとともに、その背景にあるフィンランドの若者が抱える課題や関連する法制度について記す。フィンランドの若者支援の仕組みや特徴を知ることは、わが国での若者を対象とした施策や支援を考える上で参考となる。

方法

日程

2023年9月14日(木) 14:30~17:00

場所

ヴァンター・オホヤーモ内で行われた。ヴァンターは、フィンランドの南部に位置し、フィンランドで4番目に人口の多い都市である。

インタビュイー

Hannna Iso-Metsälä (ハンナ イソメツァラ) 氏(写真1)。ユースワーカー、児童保護サービス、NPOでの仕事を経て、ヴァンターのオホヤーモのコーディネーター業務を担当している。若者の支援を行う一方で、スタッフのスキルアップを担当したり、視察の際のアレンジをしたりしている。



写真1 イソメツァラ氏

視察およびインタビュー

筆者と同行者の計3名で視察及びインタビューを行った。視察およびインタビューの趣旨を説明した後、イソメツァラ氏に館内を案内してもらい(写真2)、スライドを用いてオホヤーモの説明をもらった(写真3)。その後、質疑応答および意見交換を行った。インタビューは通訳を介し、フィンランド語と日本語によって行われた。インタビューの内容は、インタビュイーの承諾のもとICレコーダーにて録音された。またインタビュイーは、内容を分析した結果を学会発表や学術論文として公開することに承諾した。



写真2 オホヤーモ内の見学



写真3 オホヤーモの説明の様子

分析方法

インタビュー内容の逐語録を作成した。内容を損ねない程度に適宜編集し、話のまとまりごとに筆者が見出しを付けた。写真およびスライドを資料として添付した。なおスライド内の翻訳は筆者によるものである。

結果

オホヤーモとは？

フィンランドが2015年にスタートさせた若者向けの支援サービスである。フィンランド政府は、青年の無職率が高いことや、支援が青年に定着しないことへの懸念があった。そこで Youth Guarantee という制度を作り、青年がサービスを受けたいと思った時はそれを提供しなければならないとした。そのサービスを案内する窓口としてオホヤーモの仕組みを作り、ヴァンターでは2018年からサービスが提供されるようになった。現在は若者法にこういったサービスがなければならないことが記載されている。

オホヤーモでは、30歳未満の人は誰でも相談を受けられる。匿名で相談を受けることも可能である。求職サービスの提供が中心だが、それ以外にも自由時間の活動を提供する場合もある。フィンランド内に現在オホヤーモは70箇所ある。ヴァンターのオホヤーモは大規模なもので、コーディネーター、求職サービスのスタッフ、社会保険庁(Kela)からの派遣スタッフ等、いろいろな関係機関のスタッフもいる。ここは元々ショッピングセンターだった建物をオーバーホールした(写真4)。最初ユース向けのサービスが始まり、それから求職サービスが加わった。

小さな自治体だと専属のスタッフが1名しかおら



写真4 オホヤーモの内観

ず、その人が全部の業務をやっているオホヤーモもある。また地方では週1日しか活動しない所や、距離が遠くてアクセスのよくない所もある。それでもフィンランドのどこに行ってもオホヤーモというサービスを受けることができることが大事。若者法には各自治体がオホヤーモを設立すべきであることが書かれてある。実際に別の地方のオホヤーモを利用していた人が、引っ越してきて、ヴァンターのオホヤーモを利用する例がある。このようにして支援がつながっていき、オホヤーモという場所が浸透していく。

オホヤーモのコンセプトは、「どこから始めていいかわからなければ、まずはオホヤーモから」というもの。若者は、いろんなサービスがあるが、どのようにつながっているかわからない。どこに行けば

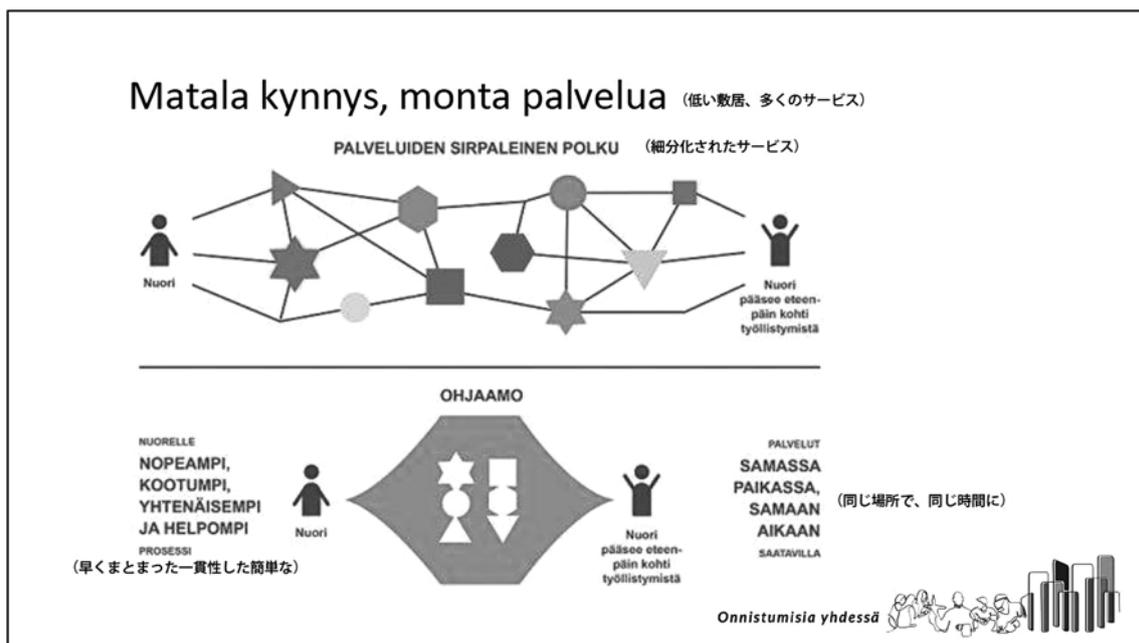


図1 オホヤーモの支援イメージ

前に進めるのか検討もつかない。オホヤーモは、サービスを一塊にして、コーディネーターが若者に対してサービスを案内して、若者が前に進めるよう案内してくれる(図1)。

若者の中には自分がどういうことで助けてほしいかと言えないものもある。自分がどういった問題に直面しているとも言えない。朝起きられないとか、時間通りに職場や学校に行けない等、生活をうまくコントロールできていないものもある。結果、社会から外れてドロップアウトしまう。オホヤーモはそのような若者を支援するために作られた。

オホヤーモのサービスについて

オホヤーモには、様々なサービスを提供できるスタッフや専門家がいる。サービスの説明と案内ができるスタッフ、キャリア支援や求職サービスに関する専門家、日常生活の支援に関する専門家、身体的・精神的ウェルビーイングに関する専門家、能力開発と教育に関する専門家、社会参加に関する専門家、家計と住宅サービスに関する専門家等である。これら多くの専門家がいて、はじめてオホヤーモといえる。

オホヤーモは様々な機関と連携・協力している。経済環境センター、ヴァンターやケラバの福祉サービス、ヘルシンキやケラバのオホヤーモ、職業専門学校やNPO等、色々な関係機関と情報やサービスの共有をしている。

一週間のスケジュールについて

曜日ごとに提供するサービスが分かれている。月曜日は多言語対応の日で、R3と呼ばれる移民青年支援協会というNPOから、ソマリア語、トルコ語、アラビア語等を話せるスタッフが派遣される。火曜日はユースワークや引きこもり支援の日。住宅アドバイザーも来る。民間会社の人で若者向けのアパートの相談に対応してくれる。求職サービスの専門家は毎日来ているので、その手続きもできる。水曜日はソーシャルワーカー(Sosiaaliohjaja)による求職サービスとワークショップの日。ソーシャルワーカーは、福祉サービスの紹介や若者の職場体験をしている青年へのアドバイスをしてくれる。また青年カウンセラーが、学校や就職の準備段階として、料理教室や工芸教室といったワークショップを開催する。木曜日は社会保険庁(Kela)からスタッフが派遣され対応してくれる日。社会保険庁は全ての福祉

サービスの給付を行う機関。学生手当、住宅手当、公的扶助に関する相談が多く、全ての手続きがここでもできる。役所に行くよりこちらでしたほうが楽と利用者は言っている。金曜日は進路に関するカウンセラーが対応してくれる日。職業専門学校のカウンセラー、特別支援の専門学校のカウンセラー、障害等、特別な課題がある子どもが行く学校のカウンセラー、自治体のサービスを行うカウンセラー等が、進路に関する相談に対応する。

無職者の推移について

図2は、フィンランドの3つの都市、エスポー、ヘルシンキ、ヴァンターの無職者の数を、2021年の3月から月単位で示したグラフ。数は違うが無職率はどこも一致している。青年は景気に影響を受けやすく、景気が悪いと青年の無職者は増える。定期的上昇している月が5月から8月あたりで、この時期は多くの学生が卒業して就職活動に入る。フィンランドには徴兵制度があるので、徴兵が終わる時期に一時的に無職者が増える傾向がある。

相談実績について

2023年度は、今年の4月以降、5か月間で849名の若者が利用している(図3)。男性が489名と、女性の292名より多く、性別不明も79名いる。これは、求職サービスで履歴書の書き方等を匿名でやっており、性別が分からない場合は不明となるから。両親や専門家が若者と一緒に来ることがあり、その数が3名となっている。利用の多い年齢は、18から24歳で、次が25から30歳。年齢で課題は違い、18歳から21歳では、高校卒業したばかりで進学についてよく分からない、就職も経験がない、分からないことばかりといった感じである。それに対して30歳に近い年齢層の人は、いろんな経験をしてきた結果表れてきた課題、例えばバーンアウトや仕事が行きたくないといった仕事上の相談が多い。相談時間は、ほとんどが15分以下か、15分から30分程度。じっくり話をきいて2時間以上となる時もある。

相談内容としては、40%くらいの人が就労や起業に関する相談である(図4)。毎日求職サービスは行っているため、それで多いということだろう。次に多いのは教育に関する相談で、その後、経済、ウェルビーイングと健康、住宅に関する相談が続く。アパートの引越しに伴って、ソーシャルワー

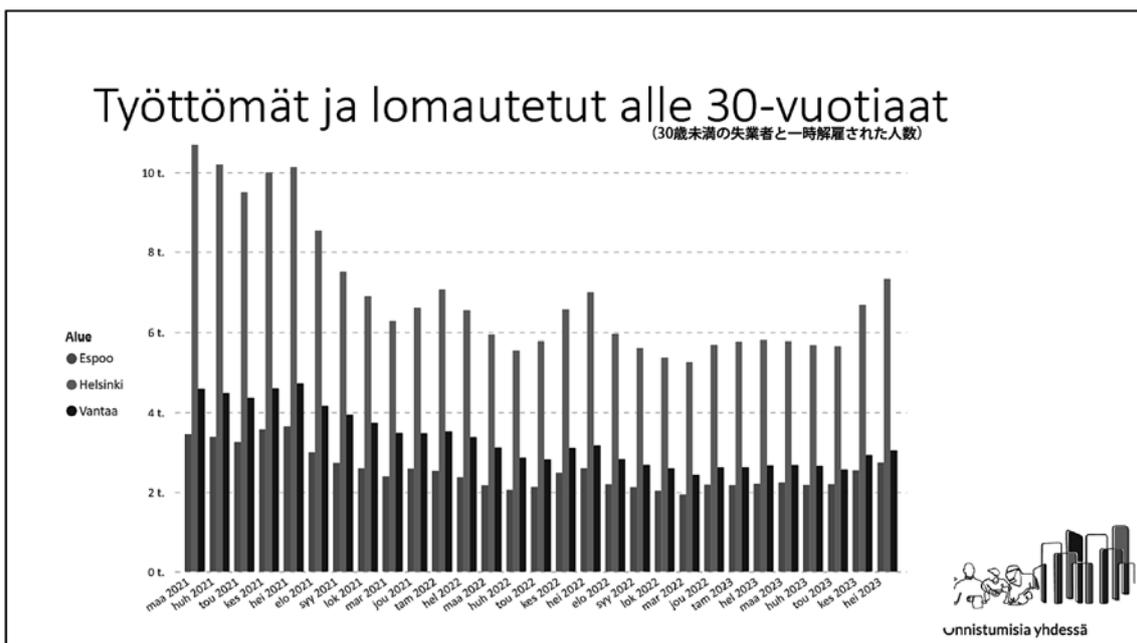


図2 フィンランドの無業者数の推移

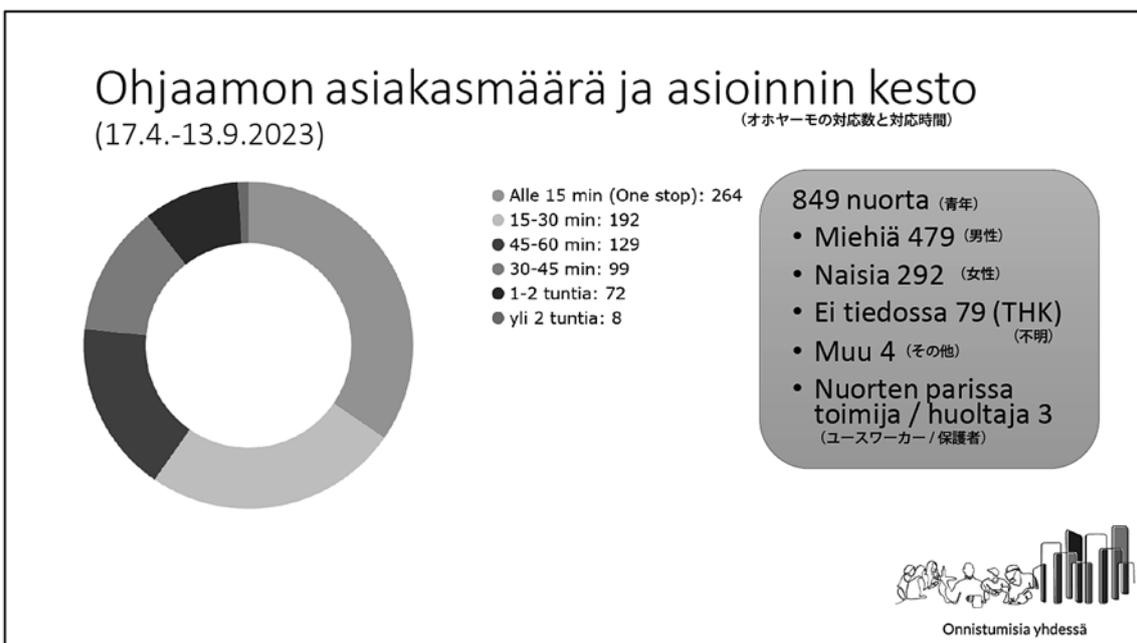


図3 相談実績（2023年度）

カーと相談しに来ることが多い。それ以外にも人間関係や男女交際に関する相談が21件，交通ルールが2件，薬物依存に関する相談も2件ある。このように様々な相談をオホヤーモで受けている。

2022年度は，オホヤーモでの基本的な相談は1150件だった（図5）。社会保険庁のスタッフへの相談が102件，ソーシャルワーカーへの相談が300件だった。保健師への相談と進路相談は予約制で，

それぞれ706件と483件だったが，予約だけして相談に来なかった人が30%近くいた。保健師への相談はより深刻な悩みを抱えた若者からの相談が多く，メンタルヘルスの問題が54%，薬物依存の問題が14%，メンタルヘルスまたは薬物依存の問題で相談したのは58%であった。神経心理学上の問題も14%あった。メンタルヘルスの問題と薬物依存の問題を併せ持った若者への支援が課題になって

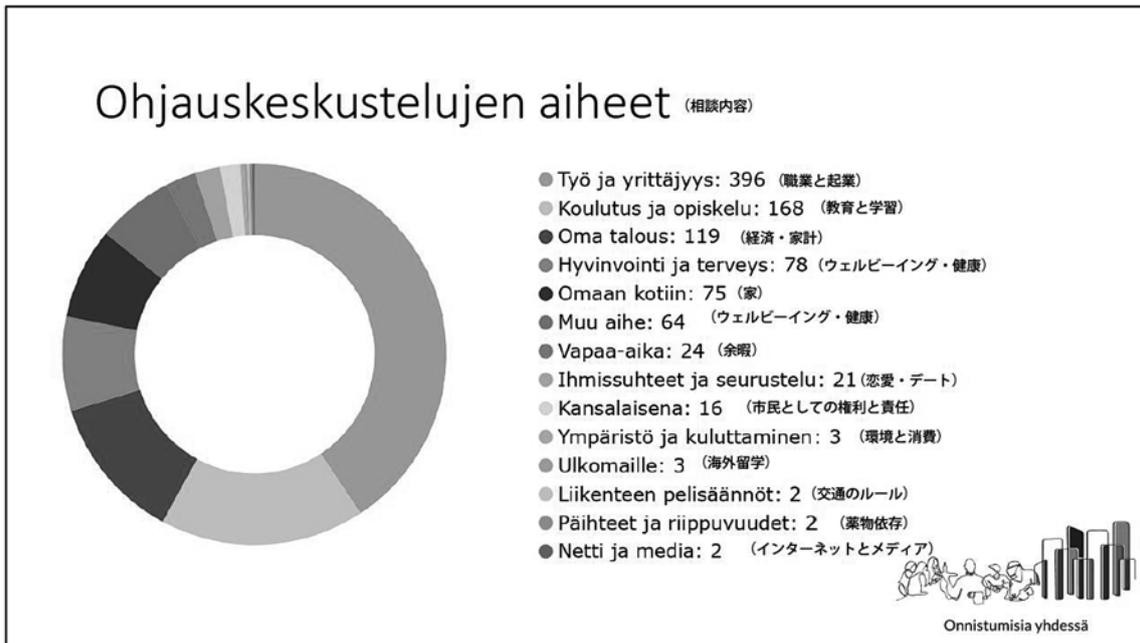


図4 相談内容 (2023年度)

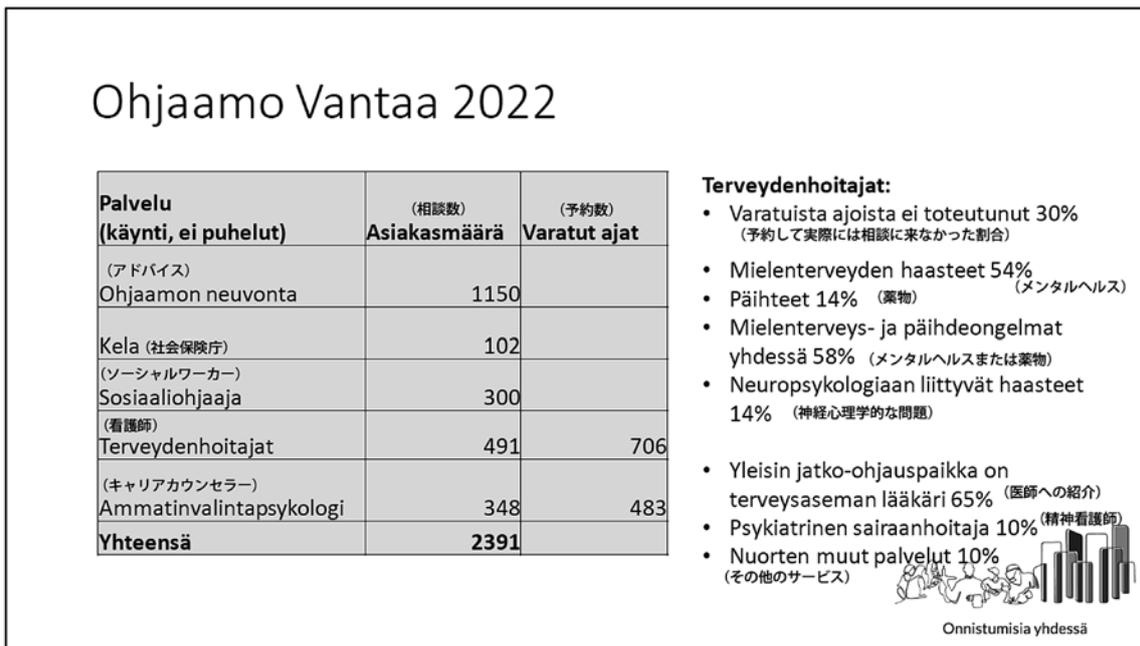


図5 相談実績と相談内容 (2022年度)

いる。体の状況が深刻で医療が必要だったケースは医者や精神科を専門とする看護師に紹介するケースもあった。

相談者への具体的な対応方法について

一日の相談者数は、5人から15人くらい。まず相談者が来たら、予約があるのかを確認し、進路指導だったり、福祉だったり、保健師だったりに案内

する。どのような相談でも来てもらってよい。どの相談にあたるかをその場でスタッフが手伝ってくれる。主に就職に関する相談が多く、求職サービスの手続きで来ることが多い。求職者として登録した人は、3カ月おきに状況を更新しなければならないが、それもオホヤーモで対応する。ヴァンターは移住者が多く住んでいるので、移住者からの相談が多い。求職者の半分くらいを移住者が占める。

他にも居住や福祉についての相談もある。以前、サッカーをしたいけどどこでしていいかわからないといった相談がきたことがあった。職場の就労の申請とかで、パソコンを使いたくて相談に来る人もいる。うちのワーカーが全ての相談に対応できるとは限らないので、その場合はいっしょに情報を探す。毎週火曜日にフードロスの食品が入ってくるので、必要な人に食べ物を持って帰ってもらうようにしている。ユースセンターも併設されているので、5年生や6年生といった子どもも放課後に来る。ビデオゲームもできるし、楽器の演奏もできる。

アウトリーチについて

両親からの相談を受けて本人に介入することはあるが、それを行うためには本人の許可が無いといけない。本人が相談を受けるかどうかを最終的に決める。ただ例外があって、若者法では、高校の教育が中断した人に関しては、その情報がオホヤーモに送られて、私たちから連絡をして、相談が必要かどうか尋ねることもできる。オホヤーモのサービスにつながる若者を探すような働きも行っている。例えば家から長期間出たことが無い、パソコンやゲームばかりをやっている、外に出るのが怖いとかいう場合に、スタッフがアウトリーチをする。あくまでも任意なので強制ではなく、本人が何かして欲しい時に手伝うようにしている。

ワークショップについて

いろいろなワークショップがあるが、一つがカフェ。若者がカフェの運営を通して、仕事の練習をする。客は主にオホヤーモのスタッフだが、外部の人も来ることもある。ケーキを焼いたり、カフェを出したり、レジを使ったりする。他には文化手芸ワークショップがある。それぞれが好きな作品を作る。販売もしているので決まった日に作品を買うことができる。

就労活動に向けたリハビリをするワークショップもあり、主にパソコンを使って基礎操作の練習をする。朝、決まった時間に起きたり、基本的な生活習慣をつけたりすることが目的。無職の期間が長いと、すぐに正社員の仕事に就くのは難しい。まずはリハビリ的な活動をやって、その後にカフェ等のワークショップをやりながら、仕事というものになじんでいく。

相談者の特徴について

オホヤーモの相談はオープンカウンセリングと呼んでいて、若者が来てなんでも話せるようにしている。最初はスタッフと関係ができてないので難しい問題を取り上げることはしない。就職のことで相談に来たが、話をしていくうちに希死念慮があることやうつであることが話題に出て、薬物の利用やアパートも無いといった、いろいろな問題が後から話されることがある。そのような場合は医師に紹介したり、他の専門機関に紹介したりする。だからオホヤーモにはいろんなネットワークがあって、いろんな専門家がいることが肝心である。

若者の変化について

メンタルの問題が増えてきている。社会に参加できない、家から出られないといったもの。テレビゲームの普及が背景にあるかもしれない。今はゲームやインターネットの中で人間関係も構築されるし、友達ができたり、やることもいっぱいあったりする。実際の社会には参加したくないという傾向があるかもしれない。以前は、電話帳で会社を調べて、簡単にインターンシップやサマージョブができた。今は会社も余裕がなくて、簡単な仕事でも若者を雇うことができなくなっている。しっかりと考えての採用だったり、即戦力を雇いたがったりする。若者自身も簡単な仕事から始めるというのではなく、給料の高い専門的な仕事にやりがいを求める傾向がある。ワーク・ライフに対する要望も変わってきており、結果として若者が仕事に就くのが難しくなっている。

30歳以降の支援について

オホヤーモ設置の根拠となっている若者法には、若者とは30歳未満とある。30歳以降は受けられるサービスの幅が狭まる傾向がある。支援の考え方としては、若い間にしっかり支援するということ。30歳以降で支援が途切れてしまうのは問題だが、これは30歳以上の支援を行う機関が少なくなることも関係している。オホヤーモでも皆を仕事に就けるようにすることは難しい。15歳から継続してサービスを受けてきた人が仮に30歳になると支援が途切れることになるが、その人は労働すること自体が難しいと考えるべきかもしれない。就労支援というよりは補足的に現状の生活を維持してもらうためのサービスがあり、30歳以上のための法に基づいた

ソーシャルワークのサービスがある。

フィンランドの変化について

フィンランドには、元々子どもや若者を大事にしようという伝統がある。子どもの権利を重視する価値観が受け継がれてきている。戦後に今のフィンランドが構築され、後の世代がより豊かになるようにという考え方があった。

しかしながら、その伝統にも不況の影響が表れてきている。フィンランドはここ十数年の間に2度の不況を経験した。一つ目は90年代の不況である。その時は予防的支援に関する予算がカットされ、例えば児童保護サービスでは、中学生くらいの子どもが里親に預けられる等の措置件数が多かった。この子どもたちは90年代に生まれた子どもで、不況の影響で予防的なサービスがカットされた家庭の出身だった。中学生の年代になって問題が深刻化して、措置の対象となったのではないかと思われる。二つ目の不況は2008年のリーマンショック。この時も学校や家庭への予防的なサービスの大きな予算のカットが行われた。予防的介入で子どもたちの課題が悪化しないようにできるが、そういったサービスがないから問題が積み重なって、後になって深刻な問題が出てきていると思う。

学校に行きたくないと言う子どもも増えてきているが、十分な支援を受けるのが難しい状況が起きている。フィンランドの学校は地域間の差がないのが特徴であったが、大きな予算削減がなされた結果、良い学校と悪い学校ができ始めている。地域によってどのような支援を提供できるかに差が起きている。オホヤーモもいろいろなサービスを提供しているが十分でなく、特に人材が偏ると、提供できるサービスも偏ることになる。

考察

オホヤーモの特徴

オホヤーモは、不況を背景とした若者の無業者対策としてスタートしたものであり、そのサービスの目的は、どこにも所属の無い若者に対して、就職や学校等への道筋をつけることで自立した生活を送ってもらうことであった。求職サービスや進路カウンセラーといった職業や学校を紹介する直接的なサービスだけでなく、就業に向けたトレーニングを念頭においたワークショップや、福祉サービスの紹介や

給付を行う社会保険庁のスタッフによる相談等、自立した生活を送る上での障壁となる具体的な課題に対応することにも主眼を置いていた。また相談に来られない若者や繁華街でうろついている若者に対し積極的にアウトリーチを行っているのも特徴的であった。オホヤーモのスタッフは、キャリア支援、生活支援、医療および福祉サービス等、多領域の専門職から構成されており、さらに学校、企業、NPO等、多くの関係機関と連携していることが分かった。これらの仕組みにより、相談に来た若者がどのような課題を抱えていても、たらい回しされることなく、文字通りワンストップの支援が可能となっていた。また同じ建物内に、子ども・若者の余暇活動の場を提供するユースセンターも併設されており、視察した際は複数の子どもたちがスタッフとビデオゲームに興じている姿がみられた。年齢の低いうちから身近にオホヤーモのサービスを感じられるようになっており、このことは後に子ども自身がオホヤーモのサービスを必要とした時の相談への抵抗を低くしているように思われた。オホヤーモのコンセプト「どこから始めていいかわからなければ、まずはオホヤーモから」の実現のために、様々な工夫がなされていると感じられた。

オホヤーモと若者法¹⁾

オホヤーモの特徴をその根拠となっている若者法から考えてみたい。インタビューでも「フィンランドのどこに行ってもオホヤーモというサービスを受けることができることが大事。若者法には各自治体がオホヤーモを設立すべきであることが書かれてある」と、若者法の重要性が指摘されていた。若者法(Nuorisolakki, the Youth Act)は、フィンランドの若者政策の根幹を示すもので2006年に発表された。その目的(第一条)には、「若者の成長と自立を援助すること、若者の積極的シチズンシップとエンパワメントを促進すること、若者の成長と生活環境を改善すること」とあり、若者を権利主体として取り扱っている点が特徴である(津富, 2013)。この目的の実現のための活動の一つがユースワークであり、若者法には、各自治体はその責任でもってユースワークを実施すること、そしてその運営には国の予算が配分されることが定められている。実際、ユースワークを行うユースセンターの多くは公設公営で、民間団体が運営するユースセンターも公的な予算が配分されている。またスタッフも、ユース

ワーカーとして専門の養成課程で職業資格を取得した専門職である(松本・松田, 2023)。

その後、若者法は2017年に全面改正されており、オホヤーモのいくつかの特徴の根拠を、この改正された若者法(以下、改正若者法)にみることができる。例えば目的(第二条)には、「若者の社会的包摂を促進するとともに、若者が影響を及ぼし、社会で機能するために必要なスキルや能力を高める機会を提供する」や「若者の成長、自立、コミュニティ感覚を支援し。この目的に必要な知識の習得とスキルの獲得を促す」とある。2006年の若者法には見られなかったスキル獲得や能力向上といった言葉がみられる。そして、地方自治体の責任(第八条)として、「地方自治体は、地方の状況を十分に考慮したうえで、若者のためのサービスや施設を提供し、若者の市民参加を支援することにより、地方のユースワークや活動に必要な前提条件を整える義務がある」と記されている。第二条の目的には、「若者の自由時間の活動と市民社会への参加」といった内容も記されているが、オホヤーモが若者の無業者対策としてスタートしたことを踏まえると、スキル獲得や能力向上によって、若者を社会参加へと促していくことに重点が置かれていると考えられた。

この点は、改正若者法に新しく追加された「ユース・ワークショップ活動」(第十三条)の内容にも表れている。ユース・ワークショップ活動とは、「教育と訓練にアクセスしてそれらを修了し、オープンな労働市場に参加し、その他の必要なサービスにアクセスするための、若者の能力を高めるための訓練を提供すること」と説明され、やはり「労働市場に参加」や「能力を高めるための訓練」のための活動であることが示されている。ヴァンターのオホヤーモでは、カフェ、料理、文化手芸、パソコン等の多くのワークショップが行われていた。改正若者法の内容を踏まえると、これらが単なる余暇活動や趣味の場としてではなく、自立に必要な能力やスキル獲得のための訓練の場という目的も有していると思われた。

さらに「アウトリーチ・ユースワーク」(第十条)も新しく追加された項目である。これは「支援を必要としている若者に会い、教育へのアクセスを改善し労働市場に入ることを促進」する活動と説明されている。ヒアリングでは、「オホヤーモのサービスにつながる若者を探すような働きも行っている。例えば家から長期間出たことが無い、パソコン

やゲームばかりをやっている、外に出るのが怖いかいという場合に、スタッフがアウトリーチをする」と語られていた。このアウトリーチ・ユースワークに特徴的なのは、情報開示に関する規定である(第十一条)。そこには「若者の同意が得られない限り、アウトリーチ・ユースワークの目的のために情報を開示してはならない」としつつも、例外規定として、教育提供者は、「基礎教育を修了したものの基礎教育を超える教育を受けようとする若者に関する情報を開示しなければならない」と記されている。ヒアリングでも、「本人が相談を受けるかどうかを最終的に決める。ただ例外があって、若者法では、高校の教育が中断した人に関しては、その情報が私たちに送られて、私たちから連絡をして、相談が必要かどうか尋ねることもできる」と語られていた。支援が必要な若者の個人情報を教育機関と積極的に共有しつつ、サービスを届けようとする点もオホヤーモの特徴としてあげられた。

フィンランドの若者が抱える問題

ヴァンターのオホヤーモでは薬物やメンタルの問題相談が多く、2022年度の保健師への相談のうち、メンタルヘルスの問題が54%、薬物依存の問題が14%に上っていた。ヒアリングでも、「最初は就職のことで相談に来たが、話をしていくうちに希死念慮があることやうつであることが話題に出て、薬物の利用やアパートも無いといった、いろいろな問題が後から話されることがある」と語られていた。改正若者法には、若者の薬物使用に関する項目(第十五条)があり、そこには、ユース・ワークショップ活動に参加する若者が薬物の影響下にあると疑われる場合に、薬物検査の結果の提示を求めることができることが記されている。理由としては、「若者自身または他者の生命・身体に重大な危険を及ぼす恐れがある」と説明されており、薬物依存の若者を排除するというよりは、その若者を支援に繋げるためであると理解される。フィンランドの若者が抱えている問題として、飲酒、薬物、そして自殺の問題があり、フィンランドの若者を対象とした調査では、飲酒や薬物の利用によってうつ病(Torikka et al., 2001)や自殺(Lahti et al., 2014)のリスクが高くなることが報告されている。またフィンランドの15歳の子どもを対象とした調査では、抑うつ、社交不安、全般性不安、主観的な健康の低さ、ストレス症状といった内在化型の問題が増加していること

が報告されている (Knaappilal et al., 2021)。オホヤーモが提供するサービスに、精神医療のサービスが含まれている背景には、メンタルヘルスや薬物依存といった問題を抱えている若者の割合が増えていることが関係していると考えられた。

おわりに

わが国の子ども・若者を対象とした支援を概観すると、2000年代以降、若者のためのワンストップサービスセンター (ジョブカフェ)、地域若者サポートステーション (サポステ)、子ども・若者総合相談センター等、雇用・教育・福祉を横断する支援が行われてきた。この背景には、フィンランド同様、若者が複合的で多様な問題を抱えており、それらが自立を阻害しているという認識があったためと考えられる。しかしながら、これら複数の支援制度を統括する省庁間の連携が十分でなかったため、結果として、支援対象の住み分けと細分化が進んだことが指摘されている (濱田, 2021)。単純な比較は難しいものの、フィンランドのオホヤーモは、子ども・若者に対して、雇用・教育・福祉的な支援を一元的に行える効果的・合理的なサービスであると感じられた。

一方、オホヤーモのサービスを改正青年法から読み解くと、困難を抱える若者無業者の能力開発やスキル訓練に重点が置かれていることが分かった。またアウトリーチ・ユースワークのために個人情報がおホヤーモに本人の同意が無く送られる仕組みがあることも分かった。フィンランド同様ユースワークに力を入れているイギリスでは、2000年代以降、自主性を重視するユースワークから、困難を抱える若者のスキルアップに焦点化したユースワークへとシフトしてきており、ユースワークの今後のあり方が議論されている (平塚, 2023)。ヒアリングや改正若者法の内容を踏まえると、イギリスと同様の傾向がフィンランドの若者支援に当てはまるように感じられた。Mertanen, et al. (2022) は、フィンランドにおける若者政策と支援を検討し、新自由主義的で家父長的な政治が、若者をラベリングし、問題を作り出していることを指摘している。若者の自立を困難にしている社会構造に目を向けることなく、問題を個人の能力不足や意欲の問題と矮小化し、相談支援や職業支援等の個別アプローチのみで困難な状態を乗り越えさせようとするのは、結果として自

立できない若者にその責任を負わせ、支援の枠組みから取り残される若者を生み出してしまいうように思われる。ヒアリングでは、フィンランドには子どもや若者を大事にしようという伝統があるが、二度の不況の影響で、福祉関連の予算が削減され、本来受けられるはずの支援が受けられず、結果、若者の問題が深刻化している現状が語られた。新自由主義と経済のグローバル化の中、福祉国家として知られるフィンランドも岐路に立っているように感じられた。

引用文献

- 藤井 ニエメラ みどり (2017). フィンランド 育ちと暮らしのダイアリー かもがわ出版.
- 濱田江里子 (2021). 日本の若者政策における「若者問題」—就労支援と複合的な困難の位相 宮本みち子・佐藤洋作・宮本太郎編 アンダークラス化する若者たち—生活保障をどう立て直すか (pp. 215-241) 明石書店.
- 平塚真樹 (2023). ユースワークとしての若者支援—場をつくること／ストーリーを語り描くこと 平塚 真樹 (編) ユースワーカーとしての若者支援—場をつくる・場を描く (pp. 26-48) 大月書店.
- 角野雅彦 (2021). フィンランドのネウボラと子育て世代包括支援センターの比較考察—日本版ネウボラは成功するのか 福祉社会学部論集, 39, 1-14.
- Kettunen, J., & Felt, T. (2020). One-Stop Guidance Service Centres in Finland. *Career and Career Guidance in the Nordic Countries*, 293-306.
- Knaappila, N., Marttunen, M., Fröjd, S., & Kaltiala, R. (2021). Changes over Time in mental health symptoms among adolescents in Tampere, Finland. *Scandinavian Journal of Child and Adolescent Psychiatry and Psychology*, 9, 96-104.
- Lahti, A., Harju, A., Hakko, H., Riala, K., & Räsänen, P. (2014). Suicide in children and young adolescents: a 25-year database on suicides from Northern Finland. *Journal of Psychiatric Research*, 58, 123-128.
- 松本沙耶香・松田 考 (2023). フィンランドのユースワーカーに聞く 自分に向き合い、同僚と語り合う 平塚真樹 (編) ユースワーカーとしての若者支援—場をつくる・場を描く (pp.77-87) 大月書店.
- Mertanen, K., Mäkelä, K., & Brunila, K. (2022). What's the problem (represented to be) in Finnish youth policies and youth support systems? *International Studies in Sociology of Education*, 31, 264-283.
- 欧州連合日本政府代表部 (2019). EU の雇用社会政策の現状・課題・動向について. <https://www.eu.emb-japan.go.jp/files/000459742.pdf> (2023年12月14日 取得).
- 津富 宏 (2013). 翻訳『フィンランド若者法』(試訳) 国際関係・比較文化研究, 12, 207-215.

津富 宏（2020）. 『フィンランド2017年若者法』（試訳）
国際関係・比較文化研究, 19, 107-124.

Torikka, A., Kaltiala-Heino, R., Rimpelä, A., Rimpelä, M.
& Rantanen, P. (2001). Depression, drinking, and
substance use among 14- to 16-year-old Finnish
adolescents. *Nordic Journal of Psychiatry*, 55, 351-
357.

註

1) 若者法の邦訳は津富（2013）および津富（2020）に
拠った。

付記

本研究は、令和2-5年度科学研究費補助金「学校
を中心とした生活困窮世帯の子どもと家庭の支援に関
する実証的研究」による助成を受けた。